

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年5月6日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和3年2月24日午前10時20分頃、幸手市栄3-2幸手栄商店街駐車場において、公用自動車下車の際、強風により運転席ドアが勢いよく開き、右隣に停車中の相手方車両の助手席側ドアに接触し、2か所傷をつけてしまったものである。

3 損害賠償額

金106,318円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代 106,318円

合 計 106,318円